

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和 7 年 1 月 22 日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第 55 号

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成 13 年鈴鹿市規則第 25 号
）の一部を次のように改正する。

第 3 号様式その 1（裏）を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

その1

(裏)

注 意 事 項

- 1 この受給資格証は、鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例により助成を受けることができる証ですので、大切に保管してください。
- 2 県内の医療機関等で診療を受けるときは、必ずマイナンバーカード又は医療保険の資格確認書等とともにこの受給資格証を医療機関等の窓口へ提示してください。ただし、マイナンバーカードによる医療費助成のオンライン資格確認ができるときには、受給資格証の提示は不要です。
- 3 県外の医療機関等で診療を受けたときは、領収書及びこの受給資格証をお持ちの上、届け出してください。
- 4 保険給付の対象にならない医療費は、助成の対象となりません。
- 5 この受給資格証を汚したり、失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 6 有効期間を経過したときは、速やかにこの受給資格証を返還してください。
- 7 転出等で資格を喪失したときは、速やかにこの受給資格証を返還し、使用しないでください。
- 8 住所、加入している健康保険等に変更があったときは、速やかに届け出してください。

問合せ先 鈴鹿市

Tel

Fax

第3号様式その2（裏）を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

その2

(裏)

現物給付方式に係る注意事項

- 1 県内の医療機関等で診療を受けるときは、必ずマイナンバーカード又は医療保険の資格確認書等とともにこの受給資格証を医療機関等の窓口へ提示してください。ただし、マイナンバーカードによる医療費助成のオンライン資格確認ができるときには、受給資格証の提示は不要です。
 - 2 【国民健康保険加入の方】入院等で高額な医療費が発生する場合は、医療機関の窓口でマイナンバーカード又は国民健康保険の限度額適用認定証を提示した場合のみ現物給付方式で助成します。
 - 3 この受給資格証を提示しなかった場合は、医療費を支払い、後日受給資格証を医療機関等の窓口へ提示してください。その場合は、償還払い方式で助成します。
 - 4 他の公費負担制度の証をお持ちの場合は、この受給資格証とともに必ず医療機関等の窓口へ提示してください。
 - 5 保険給付の対象にならない医療費は、助成の対象となりませんので、医療機関等の窓口でお支払いください。
 - 6 次の場合、市に医療費を返還していただきます。
 - ・医療保険から高額療養費等が支給された場合
 - ・資格喪失後に、この受給資格証を使用した場合
 - 7 転出等で資格を喪失したときは、速やかにこの受給資格証を返還し、使用しないでください。不正に使用した場合は、刑法の規定に基づき、詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 【現物給付方式】医療費を窓口負担しないことで助成を受ける方式
- 【償還払い方式】医療費を窓口負担し、後に口座振込で助成を受ける方式

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の第3号様式その1（裏）及び第3号様式その2（裏）の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この規則の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。